

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第八項第二号の規定に基づく金融庁長官の定める法人を定める件（平成五年大蔵省告示第六十七号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第九項第二号の規定に基づく金融庁長官の定める法人を定める件（平成五年大蔵省告示第六十七号）</p> <p>一 地方住宅供給公社 二 土地開発公社 三 地方道路公社</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第八項第二号の規定に基づく金融庁長官の定める法人を定める件（平成五年大蔵省告示第六十七号）</p> <p>一 地方住宅供給公社 二 土地開発公社 三 地方道路公社</p>